

(新学則)

## 医療法人社団 慶勝会 実務者養成研修講座 学則

(事業者名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者（以下、当法人という。）が実施する。

医療法人社団 慶勝会

千葉県館山市沼 1599 番地 1、1 階

(研修事業の名称)

第2条 研修事業の名称は次の通りとする。

医療法人社団 慶勝会 実務者養成研修講座（以下、本研修という。）

(目的)

第3条 介護保険法施行令第3条の規定により、介護を必要とする高齢者や障害を持つ方々の多様化するニーズに対応した、質の高い介護サービスが提供されるよう、専門的な知識・技術を有する介護職員の養成を行うものとする。

(講義・演習場所)

第4条 講義 演習：当法人 管理部 2階 研修会議室

千葉県館山市沼 1599 番地 1 TEL.0470-25-7300

介護老人保健施設なのはな館みさき

千葉県館山市浜田 110-1 TEL.0470-29-2700

サテライト型小規模介護老人保健施設なのはな館なぎさ

千葉県館山市北条 2832 TEL.0470-24-2700

(教職員の組織)

第5条 施設長 1名 教員 2名以上 事務職員 1名以上

(養成課程・研修期間・定員及び対象地域)

第6条 本研修は通信課程とする。研修期間、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

研修期間	定員	学級数	対象地域
6か月	24名	1学級	千葉県館山市、南房総市、鴨川市、鋸南町

(開講時期)

第7条 5月から11月までとする。

(受講手続)

第8条 第10条に定める受講申込を行い、法人からの受講決定通知を受け、第11条に定める受講料の納付を完了しなければならない。

但し、納付の条件に特別な事情があり支払できない場合は、当法人と相談し条件を決める。

決まった条件に沿って支払いを行う。

(受講対象者)

第9条 本研修の受講対象者は、以下のとおりとする。

設置する教室に通学可能な者、日本語の読み書き、聞き取りができる者、オンライン研修の受講環境を用意できる者（PC、タブレット、スマートフォン、インターネット環境等）に限る。

(1) 50 時間コース

介護職員基礎研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申込時に当法人に提出していること。

(2) 95 時間コース

訪問介護員 1 級課程を修了し、その修了を証明できる書類を研修申込時に当法人に提出していること。

(3) 320 時間コース

訪問介護員 2 級課程又は介護職員初任者研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申込時に当法人に提出していること。

(4) 420～450 時間コース

介護職員基礎研修、訪問介護員 1 級課程、訪問介護員 2 級課程、介護職員初任者研修のいずれも修了していない者、又は修了していることを証明する書類を研修申込時に当法人に提出していない者。

(受講申込方法)

第10条 受講申込方法は、次のいずれかの方法で行うこととする。定員を超える申し込みがあった場合は先着順とする。

(1) 当法人ホームページから所定のフォームに沿って申込を行う。

(2) 指定する受講申込書に必要事項を記入。身分証明証のコピーと免除科目に該当する資格を所有する者は資格証のコピーを提出すること。

但し、応募数が 5 名に満たない場合は開講を中止とする。

(受講料)

第11条 受講料は、次のとおりとする。(オンライン研修受講環境の確保は受講者負担とする。)

(1) 50 時間コース

受講料 30,000 円 (テキスト代、消費税込)

(2) 95 時間コース

受講料 60,000 円 (テキスト代、消費税込)

(3) 320 時間コース

受講料 135,000 円 (テキスト代、消費税込)

(4) 420～450 時間コース

受講料 190,000 円 (テキスト代、消費税込)

喀痰吸引等研修修了者は医療的ケアが免除となるため、上記金額より 30,000 円引きとする。

各コースの受講料については、未受講の場合であっても開講後の返金は一切行わないものとする。

(研修カリキュラム)

第12条 実務者研修を修了するために履修しなければならない教育課程は別表 1 研修カリキュラム (以下別表 1 という) のとおりとする。

(研修修了の認定方法)

第13条 別表 1 の履修が定めるところにより修了すべき科目についてのレポート評価、演習の出席及び小レポートにより成績を判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。

2 レポートの成績評価は、各 100 点を満点とし、70 点以上を合格、69 点以下を不合格とする。

3 本研修が定める演習の出席時間数が 3 分の 2 以上に満たない者については、該当科目の認定をすることはできない。

4 レポートの成績評価が不合格の場合、又は演習が不合格になった科目については、指定する期限、方法によりレポートの再提出、又は演習の補講を受けることができる。

(免除科目)

第14条 社援基発 1104 第 1 号『実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について』に基づき、有資格ごとの受講科目は別表 1 のとおりとする。

(補講の方法及び取扱)

第15条 原則、演習の欠席は認めない。但し、病気等やむを得ない事情により、受講できなかった場合、補講等により同等の知識が得られた場合に研修修了者と認定する。なお、補講については介護過程 1 科目当たり 5,000 円、医療的ケア演習 1 行為当たり 5,000 円の別料金を徴収するものとする。

(受講資格の取り消し)

第16条 次の各号に該当する者は受講資格を取り消すことができる。

- (1) 受講意欲が著しく欠けており、修了見込がない、又は本学則の目的にそわないと認める者
- (2) 受講相談・申込時の他、受講中においても、受講適否に関する当法人の必要な照会に対して虚偽回答や拒否をした者
- (3) 本研修あるいは当法人の名誉を毀損し又は秩序を乱した者
- (4) 故意に当法人の施設・設備を毀損した者
- (5) 講義、演習等の進行を妨げるなど、他の受講生の迷惑になる行為を行う、あるいは、講師・職員等の指導者の指示に従わず、再三の当法人による勧告に対し改善が認められないと判断した者
- (6) 受講料支払後、研修の受講に支障をきたすと認められる心身の疾患が判明した者
- (7) 本規定に定める書類の提出に応じなかった場合の他、その他処分を相当とする行為があり、当法人がそれを決定した者

なお、受講の取り消し事由に該当した場合は、一切の返金を行わないものとする。

また、感染症やその他疾病等を有する等心身状況と照らし、受講状況に耐えることが困難と当法人が判断した場合は、その判断の為に診断書の提出を求める場合がある。

(修了証書等の交付)

第17条 第13条の定めにより実務者研修を修了したことを認定された者には、当法人において修了証明書を交付する。

(修了者の管理)

第18条 第13条の定めにより実務者研修を修了したことを認定され、第17条により修了証書の交付を受けた者について、当法人が修了者台帳を作成し、氏名、住所、生年月日、修了年月日、修了番号等を記載して管理する。

(個人情報保護)

第19条 運営上知り得た受講生に係る個人情報は、実務者研修に関する連絡事項や運営等の必要最低限の範囲で適切に取り扱うものとする。なお、当法人の個人情報保護方針に則り、個人情報の適切な取り扱いを徹底する。

(施行細則)

第20条 本学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要であると認められるときは、当法人がそれを定める。

(附則)

第21条 この学則は平成26年4月1日から施行する。

この学則は平成29年2月14日に改定した。

この学則は平成30年2月14日に改定した。

この学則は2021年1月15日改定した。

この学則は2021年5月10日改定した。

この学則は2022年2月1日改定した。

この学則は2024年2月1日改定した。

この学則は2025年2月1日改定した。

(別表 1) 研修カリキュラム

	科目	時間	履修					
			無資格者	初任者研修	ヘルパー研修			基礎研修
					1級	2級	3級	
1	人間の尊厳と自立	5	○					
2	社会の理解 I	5	○					
3	社会の理解 II	30	○	○		○	○	
4	介護の基本 I	10	○				○	
5	介護の基本 II	20	○	○			○	
6	コミュニケーション技術	20	○	○		○	○	
7	生活支援技術 I	20	○					
8	生活支援技術 II	30	○				○	
9	介護過程 I	20	○				○	
10	介護過程 II	25	○	○		○	○	
11	介護過程 III(演習)	45	○	○	○	○	○	
12	発達と老化の理解 I	10	○	○		○	○	
13	発達と老化の理解 II	20	○	○		○	○	
14	認知症の理解 I	10	○			○	○	
15	認知症の理解 II	20	○	○		○	○	
16	障害の理解 I	10	○			○	○	
17	障害の理解 II	20	○	○		○	○	
18	こころとからだのしくみ I	20	○				○	
19	こころとからだのしくみ II	60	○	○		○	○	
20	医療的ケア	50	○	○	○	○	○	○
21	医療的ケア(演習)	18	○	○	○	○	○	○